

消費税インボイス制度セミナー

2023年10月からのインボイス制度（適格請求書保存方式）導入に向けて、本年10月より適格請求書発行事業者の登録受付が開始されました。

インボイス（適格請求書）を交付するためには、所轄の税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。申請書を提出すると「適格請求書発行事業者」として登録され、インボイスが発行できるようになります。

八街商工会議所では、千葉県よろず支援拠点コーディネーター 税理士 谷岡俊輔氏を講師に迎え、消費税インボイス制度セミナーを開催いたします。課税事業者だけでなく、免税事業者の方も影響を受ける可能性がありますので、是非この機会に奮ってご参加下さい。

インボイス制度とは

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイス保存等が必要になります。

セミナーの主な内容

- ・インボイス制度の概要
- ・インボイスとは具体的にどういうものか
- ・誰が影響を受けるのか
- ・課税事業者、免税事業者のやるべきことは何か
- ・事前の届け出、書類の作成、管理について

- 【日 時】 令和3年11月9日（火） 午後1時30分～3時30分
【場 所】 八街商工会議所
【講 師】 千葉県よろず支援拠点 コーディネーター
税理士 谷 岡 俊 輔 氏
※講師は来所せずに、講師と会議所間のオンライン開催となります。
- 【受講料】 無 料
【定 員】 25名
【申込締切】 令和3年11月2日（火）
定員になり次第締切らせていただきます。
- 【申 込】 下記申込書に記入の上、お申し込み下さい。
【申 込 先】 八街商工会議所 指導課
電話043-443-3021 FAX043-443-7221
※受講者はマスクの持参・着用をお願いします。

八街商工会議所消費税インボイス制度セミナー（11/9）参加申込書

※申込書は切らずに送信して下さい。

FAX：043-443-7221

事業所名		参加者名	
住 所		電 話	

※本申込書にご記入いただいた個人情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、適正に管理いたします。